

## ●国際活動センターからのお知らせ

担当:国際政策研究部 松田 次郎

## 商標・工業デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会第 32 回会合出席報告

日本弁理士会は、2014 年 11 月 24 日（月）～26 日（水）の 3 日間、ジュネーブの WIPO（世界的所有権機関）で開催された「第 32 回商標・工業デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）」に、意匠委員会の西田聡子弁理士、商標委員会の中村祥二弁理士と国際活動センター国際政策研究部の松田次郎弁理士を派遣しました。

SCT は商標、意匠及び地理的表示について、国内の法律及び手続きの調和を含め、国際法の進歩的な発展に関する問題を議論し、その調整を容易にし、そして指針を提供するためのフォーラムとして機能することを目的として 1998 年に設立されました。様々な議題が取り扱われ、これまで 32 回の会議が開催されております。

近年の重要なテーマの一つである意匠法条約の策定作業では、加盟国間での違いが著しい意匠登録手続の基準簡略化についての議論がいよいよ固まりつつありますが、ここに来て、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現についての開示義務の条項を追加するという提案や、途上国に対する技術支援の規定を条文として盛り込むという提案について意見がまとまらず、意匠法条約の早期採択に向けて準備を進めたい先進国と発展途上国の間でのせめぎ合いが続いております。

また、商標の分野では国名を一つのブランドとして重要視する加盟国から、国名の欺瞞的な商標的使用を排除するための共同勧告案が提出され、加盟国間での保護の調和や、各国での保護態様について議論、研究が行われています。

その他、地理的表示の保護については、リスボン協定に基づく登録システムを発展させた国際的登録システムの構築についての議論、DNS（ドメインネームシステム）における商標関連の側面については、new gTLDs（新ジェネリック・トップレベル・ドメイン）の登録状況などについてアップデートがされました。

日本弁理士会は各委員会が連携して、日本特許庁や他団体の代表者と積極的に意見交換を行い、情報収集を行って来ました。

以上



WIPO ジュネーブ本部会議場前のロビーの様子